

## 平成 27 年における司法処分状況について

～41 件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

平成 27 年（1 月～12 月）の司法処分の状況（神奈川労働局及び管下 12 の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものは次のとおりです。

○送検件数	41 件	（前年比	+ 7 件	+20.6%）
○法令別件数				
労働基準法等違反	20 件	（前年比	+ 1 件	+ 5.3%）
労働安全衛生法違反	21 件	（前年比	+ 6 件	+40.0%）

### 1 概要

#### (1) 送検件数【表 1 参照】

平成 27 年の送検件数は 41 件で，前年の 34 件から 7 件（20.6%）増加した。

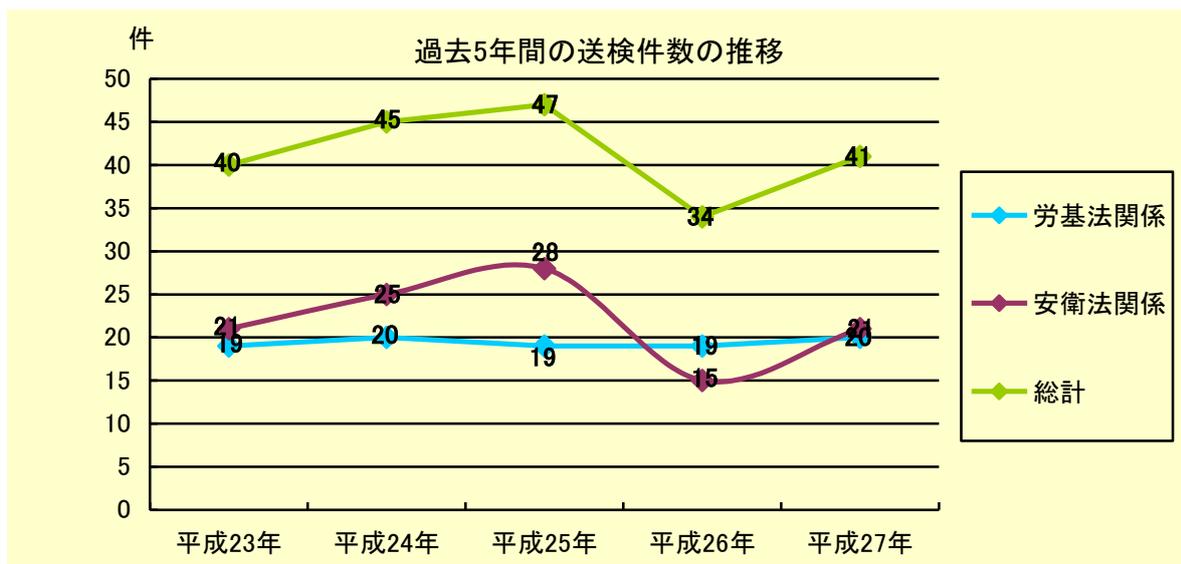
#### (2) 法令別送検件数【表 1 参照】

平成27年の法令別の送検件数は，労働基準法等20件，労働安全衛生法21件となっている。

労働基準法等違反被疑事件は，「賃金不払」9 件，「解雇」4 件が多く，労働安全衛生法違反被疑事件は，「報告」（労働災害の発生に際し，その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの。いわゆる「労災かくし」）12 件，と多くなっている。

表1 年別・法条文別送検件数

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
労働基準法	解雇 (20条)	3	0	0	1	4
	賃金不払 (24条・最賃法4条)	10	10	16	12	9
	労働時間等 (32,34,35条)	1	2	0	2	1
	割増賃金 (37条)	2	2	1	1	3
	その他	3	3	2	3	3
賃金の支払の確保 等に関する法律		0	3	0	0	0
小 計		19	20	19	19	20
労働安全衛生法	機械等による危険 (20条)	6	7	7	3	3
	掘削等による危険 (21条)	6	3	6	5	4
	注文者の措置 (31条)	1	1	1	2	1
	就業制限 (61条)	0	2	0	2	0
	報告 (100条)	7	9	8	3	12
	上記以外	1	3	6	0	1
	小 計	21	25	28	15	21
合 計		40	45	47	34	41

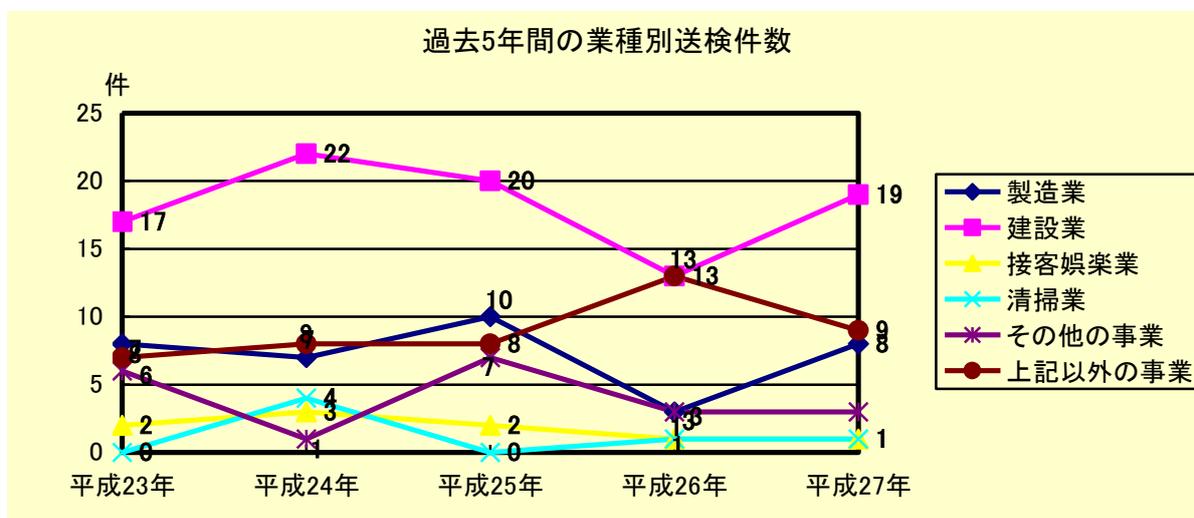


(3) 業種別件数【表2参照】

業種別では、建設業 19 件、製造業 8 件、が多く、建設業においては、労働基準法等違反被疑事件 3 件、労働安全衛生法違反被疑事件 16 件（うち 9 件は労災かくし）となっている。

表2 業種別送検件数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	8	7	10	3	8
建設業	17	22	20	13	19
接客娯楽業	2	3	2	1	1
清掃業	0	4	0	1	1
その他の事業	6	1	7	3	3
上記以外	7	8	8	13	9
合計	40	45	47	34	41



(4) 端緒別件数【表3参照】

捜査に着手する端緒は、労働基準法等違反被疑事件については、20件のうち13件（65.0%）が告訴・告発である。

労働安全衛生法違反被疑事件では、21件のうち9件（42.9%）が死亡等重篤な労働災害を端緒としている。

表3 端緒別件数

	平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年		
	労基	安衛	合計	労基	安衛	合計									
告訴・告発	14	1	15	6	0	6	7	0	7	8	0	8	13	1	14
上記以外	5	20	25	14	25	39	12	28	40	11	15	26	7	20	27
(うち死亡等重篤な労働災害)	(0)	(13)	(13)	(0)	(12)	(12)	(1)	(20)	(21)	(2)	(12)	(14)	(1)	(9)	(10)
総計	19	21	40	20	25	45	19	28	47	19	15	34	20	21	41

(5) 強制捜査件数【表4参照】

労働基準監督機関の捜査においても、証拠隠滅等のおそれがある場合には、裁判所に令状を請求し、令状に基づき、捜索、差押等の強制捜査を実施している。

平成27年に送検した事案のうち、強制捜査を実施した件数は5件(2.9%)であった。

表4 強制捜査件数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
送検件数	40	45	47	34	41
強制捜査(捜索、差押等)件数	3 (7.5%)	2 (4.4%)	1 (2.1%)	1 (2.9%)	5 (12.2%)

## 2 平成27年の送検事例

### 事例1 重篤な労働災害が発生

神奈川県内で製造業を営む事業者が、洗浄機の回転軸の清掃作業を行わせるに際して、回転軸とコンベヤとの間に身体を巻き込まれる危険があったのに、覆いを設けたりする措置を講じることなく、機械の運転を停止させずに作業を行わせた。

その結果、機械に巻き込まれて、前腕部を切断する災害が発生した。

### 事例2 違法な時間外労働

神奈川県内で貨物自動車運送業を営む使用者が、労働基準法第36条に定める時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる36協定)が適法に締結されていない状態で、運転手に対して違法な時間外労働を行わせた。

運転手は、業務中の交通事故で死亡した。

### 事例3 賃金不払

神奈川県内で製造業を営む使用者に対して、賃金遅払の情報に基づき賃金不払是正の行政指導を行ったが法違反は是正されず、また、賃金支払の見通しも立っていないこと及び同会社の労働者からの賃金不払の相談が多く寄せられていたことから、パート労働者25名の5か月間の賃金約1000万円の賃金不払について立件した。

### 事例4 労災かくし(報告遅滞)

神奈川県内の災害復旧工事現場で、下請建設業者の労働者が負傷し4日以上休業した労働災害について、発注者に労働災害を知られないように、元請業者と下請業者が共謀して所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなかった。

### 事例5 労災かくし(虚偽報告)

神奈川県内の住宅工事現場で、施工状況の検査を行う業者の労働者が負傷し4日以上休業した労働災害について、元請業者にその事実を隠そうとして、自社の資材置き場で負傷したとする内容の労働者死傷病報告を提出した。